

商品種別算定基準（PCR）

（認定 PCR 番号：PA-CN-01）

対象製品：食用鳥卵

2011 年 9 月 26 日 公表

カーボンフットプリント算定・表示試行事業

※なお、認定PCRの有効期限は、カーボンフットプリント算定・表示試行事業の実施期間（平成24年3月31日
までを予定）とする。ただし、有効期限までの間に認定PCRが改訂された場合においては、改訂後のものを
有効とする。

“食用鳥卵”

Product Category Rule of “Market poultry eggs”

この PCR に記載されている内容は、カーボンフットプリント制度試行事業期間中において、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続を経ることで適宜変更および修正することが可能である。なお、この PCR の有効期限は試行事業の終了が予定される平成 24 年 3 月 31 日までとする。

No.	項目	内容
1	適用範囲	この PCR は、カーボンフットプリント制度において「食用鳥卵」を対象とする算定および表示に関する規則、要求事項および指示事項である。
2	製品の定義	
2-1	製品の属する分類の説明	<ul style="list-style-type: none"> この PCR は、日本標準商品分類における「食用鳥卵(703)」を対象とする。「食用鳥卵(703)」には、うずらの卵、あひるの卵、その他の卵が含まれるが、現時点では、「鶏卵(7031)」を対象とする 最終消費財である「包装済み卵」と、中間財として使用される「加工用卵」の両方を対象とする
2-2	対象とする構成要素	<ul style="list-style-type: none"> 本体 包装資材 物流時の輸送資材
3	引用規格および PCR	<p>次の PCR は、この PCR の一部を構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「PA-BB 紙製容器包装(中間財)」 「PA-BC プラスチック製容器包装」
4	用語および定義	<ul style="list-style-type: none"> ① 配合飼料 とうもろこし、マイロ、大豆油かす、米、炭酸カルシウム、添加物等を配合、加工して生産された家畜、家禽の餌。 ② 飼料原料 農場で飼料に直接投与する原料。 ③ 初生雛(しょせいひな) 卵から孵化した家禽の雛(ヒヨコ)。 ④ 中雛(ちゅうすう) 40 ～60 日齢前後まで育成した雛。 ⑤ 大雛(だいすう) 120 日齢前後の産卵開始前まで育成した雛。 ⑥ 成鶏(せいけい) 採卵供用期間中の鶏。 ⑦ 飼養管理 給餌、給水、換気、集卵、集糞、点灯管理など採卵飼養に必要な管理。 ⑧ 育成農場 育成期間中の雛を飼養する農場。 ⑨ 成鶏農場 成鶏を飼養する農場。 ⑩ GP センター 卵選別包装施設。 ⑪ 廃鶏(はいけい) 採卵供用期間を終えて、食肉用などとして出荷される鶏。 ⑫ 原料卵 産卵後、洗浄される前の卵。 ⑬ 包装済み卵 洗浄、選別、包装された卵(包装資材を含む)。 ⑭ 加工用卵

		<p>割卵用、ゆでたまご用、その他加工品用として出荷される、正常卵、規格外卵、余剰卵など(包装されている場合は包装資材を含む)。</p> <p>⑮ 薬品 消毒液、石灰粉など衛生管理に用いる薬品類。</p> <p>⑯ 標準重量 商品の販売単位における平均的な商品本体の出荷時の重量(包装資材は含まない)。 商品の販売単位毎に重量規格が定められている場合は、この重量規格にて定められた重量を標準重量とする。重量規格が一定の幅で定められている場合にはその幅の中央値、一定の基準値(下限値など)で定められている場合にはその基準値とする。その他の重量を使用する場合は、妥当性について検証の対象とする。</p> <p>⑰ 廃棄物等 処分されるもの、リサイクルされるものおよびリユースされるもの。排せつ物を含む。</p> <p>⑱ 廃棄物等の適正処理 処分されるものの焼却および埋立等の処理、排せつ物の管理、ならびにリサイクルされるもののリサイクルの準備プロセス。</p> <p>⑲ 包装資材 最終消費財に含まれる、パック、シールラベル、内封ラベル、個卵シール、封かん用テープシールなど。</p> <p>⑳ 輸送資材 最終消費財に含まれない、物流時の輸送用資材として使用され店舗等で廃棄されるダンボールなど。</p>
5	対象範囲	
5-1	算定の単位	最終消費財の場合は、単位重量あたり(内容量 100 g あたり)を算定単位とする。 中間財の場合は、単位重量あたり(内容量 1 kg あたり)を算定単位とする。
5-2	ライフサイクル段階	<p>全ライフサイクル段階を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料調達段階 ・ 生産段階 ・ 流通段階 ・ 使用・維持管理段階 ・ 廃棄・リサイクル段階 <p>なお、加工用卵(中間財)の場合は、BtoB 製品として出荷され、別の最終消費財の原材料として投入されることから、原材料調達段階から生産段階までを対象とし、その負荷をその最終消費財の原材料調達段階に計上すると考えられる。</p>
6	全段階に共通して適用する項目	
6-1	ライフサイクルフロー図	附属書 A(規定)にライフサイクルフロー図を示す。
6-2	データの収集範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務部門および研究部門などの間接部門は対象としないが、直接部門だけを切り出すことが困難な場合は間接部門を含んでもよい ・ 生産設備などの資本財は対象外とする ・ 地域差はその違いを考慮し、各地域の一次データをもとに適切に算出する
6-3	データの収集期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近の連続した 1 年間とする ・ 直近の連続した 1 年間のデータを利用できない場合は、データの精度に問題ないことを担保しなければならない。製造期間が 1 年未満の製品であっても、類似の一次データがある場合はそれで代用してもよいが、その妥当性は検証の対象とする ・ 天候や経済状況などの影響でデータに著しい変動がある場合は、複数年の平均値を採用してもよいが、その妥当性は検証の対象とする
6-4	配分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重量比で配分する ・ 重量以外を使用して配分する場合(金額等)はその妥当性について検証の対象とする

6-5	カットオフ	<p>カットオフは、シナリオや類似データ、推計データを活用して代替することを優先し、それが困難な場合に限り実施することができる。その場合は、カットオフ対象の GHG 排出量が、総ライフサイクル GHG 排出量の 5%以内となることを示すと共に、その範囲を明確にしなければならない。</p>
6-6	その他	<p>【輸送に関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全てのサイト間輸送を計上する ・ 燃料法、燃費法、トンキロ法のいずれかで、できる限り一次データを収集する ・ 輸送距離の測定は、実測に加えナビゲーションソフトの情報でもよいものとする ・ 輸送時の燃料消費に伴う GHG 排出量の算定方法を附属書 B (規定) に示す <p>【廃棄物等の取扱いに関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各段階で排出される廃棄物等は、排出元から最終処分場までの輸送、および各処理場での処理に係る GHG 排出量を、廃棄物等が排出される段階に計上する ・ 焼却処理を行う際は、廃棄物中の化石資源由来の CO₂ 排出量、および、廃棄物の焼却処理に係る GHG 排出量を計上する ・ バイオマスを焼却または生分解した際に発生する CO₂ 排出量は計上しない ・ リサイクルされるものは、リサイクルのための輸送からリサイクルの準備プロセスまでの GHG 排出量を計上する ・ 排せつ物管理により発生するメタン (CH₄) および亜酸化窒素 (N₂O) の影響を計上する ・ 間接影響は計上しない <p>【リサイクル材の取扱いに関する規定】</p> <p>原材料や各段階で投入される副資材などにリサイクル材を使用する場合は、リサイクルの準備が整ったものの輸送以降のプロセスに係る GHG 排出量を計上する。</p> <p>【地下水の取扱いに関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用水に地下水を使用している場合は、地下水をくみ上げる際に必要なエネルギーを計上する ・ くみ上げた後に消毒などの処理を実施する際に使用した資材 (消毒剤など) は、「薬品」に含まれるものとし、その投入量を把握する <p>【廃水の取扱いに関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃水を下水道に排水している場合は、下水処理場での適正処理に係る GHG 排出量を、廃水が排水される段階に計上する ・ 廃水を浄化槽などの処理施設で処理したうえで公共用水域へ放流している場合は、処理施設で適正処理に係る GHG 排出量を計上する ・ 処理施設で発生する汚泥などの取扱いは、前述の【廃棄物等の取扱いに関する規定】に従う <p>【自家発電の取扱いに関する規定】</p> <p>自家発電を利用している場合は、発電用燃料の使用量を燃料種毎に収集し、燃料の供給および使用に伴う GHG 排出量を計上する。</p>
7	原材料調達段階に適用する項目	
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>次のプロセスを対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「配合飼料」の生産、製造および輸送に係るプロセス ② 「飼料原料」の生産、製造および輸送に係るプロセス ③ 「初生雛」の生産および輸送に係るプロセス ④ 「包装資材」の製造および輸送に係るプロセス ⑤ 上記の各プロセスから発生する廃棄物等の適正処理プロセス

7-2	データ収集項目	<p>次の項目のデータ収集を行う。</p> <p>① 「配合飼料」の生産、製造および輸送に係るプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「配合飼料」の投入量 ・ 「配合飼料」の生産、製造および輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 <p>② 「飼料原料」の生産および輸送に係るプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「飼料原料」の投入量 ・ 「飼料原料」の生産、製造および輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 <p>③ 「初生雛」の生産および輸送に係るプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「初生雛」の投入量(羽数) ・ 「初生雛」の生産および輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 <p>④ 「包装資材」の製造および輸送に係るプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「包装資材」の投入量 ・ 「包装資材」の製造および輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 <p>⑤ 上記の各プロセスから発生する廃棄物等の適正処理プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等の排出量 ・ 廃棄物等の輸送に係るライフサイクル GHG 排出量 ・ 廃棄物等の適正処理に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
7-3	一次データ収集項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の項目は、一次データを収集する <p>① 「配合飼料」の生産、製造および輸送に係るプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「配合飼料」の投入量 <p>② 「飼料原料」の生産、製造および輸送に係るプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「飼料原料」の投入量 <p>③ 「初生雛」の生産および輸送に係るプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「初生雛」の投入量(羽数) <p>④ 「包装資材」の製造および輸送に係るプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「包装資材」の投入量 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な飼料を使用している場合は、その違いを考慮できるようにするため「配合飼料」および「飼料原料」の生産および製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量を一次データとして収集することが望ましい
7-4	一次データの収集方法および収集条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次データの測定方法は、次の2通りが存在し、どちらの測定方法を用いてもよい <p>① プロセスの実施に必要な作業や機器、設備の稼働単位(稼働時間、稼働面積、稼働距離など)ごとに入出力項目の投入量や排出量を把握し積上げる方法 (例: 設備の使用時間×設備の時間当たりの燃料消費=燃料投入量)</p> <p>この測定方法を用いた場合は、同様の積上げ計算を同じサイトで生産されるこのPCR対象製品以外の他の生産物に対しても適用し、全生産物の積上げ結果の総合計が、サイト全体の実績値から大きく外れるものではないことを示すこととする。機器、設備の作業単位(作業時間、作業面積、作業距離など)は、管理日報、管理ソフトウェアなどの記録を情報源としてよい。</p>

		<p>② 事業者単位の一定期間の実績値を生産物間で配分する方法 (例:年間の燃料の総投入量を生産された製品の間で配分) この測定方法を用いた場合は、配分方法は(6-4)に従う。ただし、事務所の空調、照明などの間接的燃料、電力に関しては、測定対象から除外できない場合には測定範囲に含まれてもよい。</p> <p>・「包装資材」の単位重量あたりのカーボンフットプリント値は、標準重量を用いて算定する</p>
7-5	シナリオ	<p>【輸送シナリオ】 輸送に関する一次データの収集が困難な場合は、附属書 C(規定)のシナリオを使用してもよい。</p> <p>【廃棄物の適正処理シナリオ】 処理施設に送られた廃包装資材の処理および処理方法については、「PA-BB 紙製容器包装(中間財)」、「PA-BC プラスチック製容器包装」の PCR のシナリオを適用する。 その他の廃棄物等の処理方法については焼却処理 100 %とし、金属のように焼却できないものは埋立処理とする。</p>
7-6	その他	<p>【調達先が多岐に渡る場合の特例】 ある原材料を複数のサプライヤーから調達している場合において、主要なサプライヤーから収集した一次データ(複数ある場合はその合計)が調達量全体の一定割合以上である場合は、当該一次データを他のサプライヤーの二次データ(複数ある場合は加重平均)として使用してもよい。なお、当該割合は、代表性を確保するため 95 %以上とする。</p> <p>【カットオフの特例】 投入量が微量であるワクチン類、動物用医薬品は、投入量や製造までのライフサイクル GHG 排出量が非常に小さいことが試算により確認されたため、カットオフの対象とする。</p>
8	生産段階に適用する項目	
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>次のプロセスを対象とする。</p> <p>① 育成プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雛の育成に係るプロセス ・ 育成プロセスにおいて、サイトを移動する場合、雛をサイト間輸送するプロセス <p>② 採卵プロセス</p> <p>「鶏舎洗浄」、「大雛導入」、「飼養管理」、「集卵」、「保管」など成鶏農場における採卵に必要なプロセス</p> <p>③ 選別包装プロセス</p> <p>「洗浄」、「乾燥」、「選別」、「計量」、「包装」、「保管」などからなるGPセンターにおける選別包装処理プロセス</p> <p>④ サイト間輸送プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「育成」プロセスから「採卵」プロセスへ「大雛」を輸送するプロセス ・ 「採卵」、「選別包装」のプロセスにおいて、コンベア接続されたインライン方式ではない場合、「原料卵」を輸送するプロセス <p>⑤ 上記の各プロセスから発生する「廃棄物等」の輸送および適正処理に係るプロセス</p> <p>⑥ ①～③の各プロセスから発生する「廃水」の処理に係るプロセス</p>
8-2	データ収集項目	<p>次の項目のデータ収集を行う。</p> <p>① 育成プロセス</p> <p><投入量></p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・「水」、「燃料および電力」の投入量 ・「薬品」の投入量 <p>< 単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水」、「燃料および電力」の供給と使用に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・「薬品」の製造および輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 <p>② 採卵プロセス</p> <p>< 投入量 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水」、「燃料および電力」の投入量 ・「薬品」の投入量 <p>< 生産量 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原料卵」の生産量(卵の重量) ・「加工用卵」の生産量(卵の重量) <p>< 単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水」、「燃料および電力」の供給と使用に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・「薬品」の製造および輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 <p>③ 選別包装プロセス</p> <p>< 投入量 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原料卵」の投入量(卵の重量) ・「水」、「燃料および電力」の投入量 ・「薬品」の投入量 ・「輸送資材」の投入量 <p>< 生産量 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「包装済み卵」の生産量(卵の重量) ・「加工用卵」の生産量(卵の重量) <p>< 単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水」、「燃料および電力」の供給と使用に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・「薬品」の製造および輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・「輸送資材」の製造および輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 <p>④ サイト間輸送プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送物(中雛、大雛、原料卵)の重量 ・燃料の供給および使用に伴う GHG 排出量 <ul style="list-style-type: none"> ➢ (燃料法の場合)燃料使用量 ➢ (燃費法の場合)燃費および輸送距離 ➢ (トンキロ法の場合)輸送距離、輸送手段および積載率 ➢ 燃料の供給および使用に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 <p>⑤ 上記の各プロセスから発生する「廃棄物等」の輸送および適正処理に係るプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物等」の排出量 ・「廃棄物等」の輸送および適正処理に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・処理システムごとのふん尿管理率 ・「雛」、「成鶏」の羽数
--	--	--

		<p>⑥ ①～③の各プロセスから発生する「廃水」の処理に係るプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廃水」の排出量 ・「廃水」処理に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
8-3	一次データ収集項目	<p>次の項目は一次データを収集する。</p> <p>① 育成プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水」、「燃料および電力」の投入量 ・「薬品」の投入量 <p>② 採卵プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水」、「燃料および電力」の投入量 ・「薬品」の投入量 ・「原料卵」の生産量(卵の重量) ・「加工用卵」の生産量(卵の重量) <p>③ 選別包装プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水」、「燃料および電力」の投入量 ・「原料卵」の投入量(卵の重量) ・「薬品」の投入量 ・「輸送資材」の投入量 ・「包装済み卵」の生産量(卵の重量) ・「加工用卵」の生産量(卵の重量) <p>④ 輸送プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送物(中雛、大雛、原料卵)の重量 ・燃料の使用に伴う GHG 排出量 <ul style="list-style-type: none"> ➢ (燃料法の場合)燃料使用量 ➢ (燃費法の場合)燃費および輸送距離 <p>⑤ 上記の各プロセスから発生する「廃棄物等」の輸送および適正処理に係るプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物等」の排出量 ・処理システムごとのふん尿管理率 ・「雛」、「成鶏」の羽数 <p>⑥ ①～③の各プロセスから発生する「廃水」の処理に係るプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廃水」の排出量
8-4	一次データの収集方法および収集条件	<p>(7-4)に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「輸送資材」の単位重量あたりのカーボンフットプリント値は、標準重量を用いて算定する
8-5	シナリオ	(7-5)に準ずる。
8-6	その他	<p>【生産サイトが多岐に渡る場合の特例】 生産サイトが多岐に渡る場合において、主要なサイトから収集した一次データ(複数ある場合はその合計)が生産量全体の 95%以上である場合は、当該一次データを他のサイトの二次データ(複数ある場合は加重平均)として使用してもよい。</p> <p>【飼料を自家配合している場合の規定】 飼料を自家配合している場合は、その配合に係る電力、燃料、水等の GHG 排出量を含める。</p>

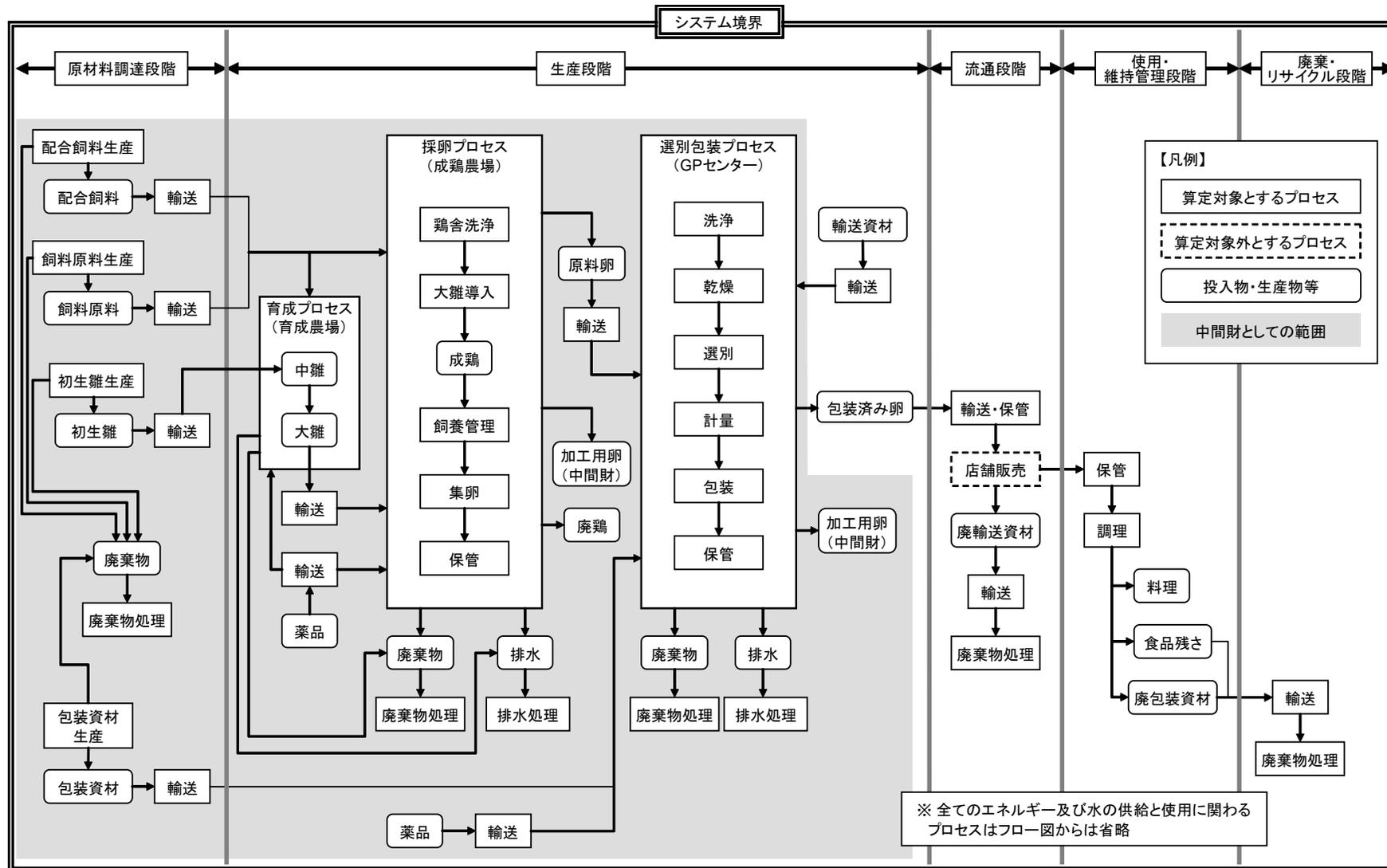
		<p>【廃鶏の取り扱いに関する規定】 食肉用などとして出荷される「廃鶏」については配分の対象としない。また、「廃鶏」は採卵プロセスからの搬出時点ですでにリサイクルの準備が整った状態と考えられるため、「廃鶏の適正処理」に伴うGHG排出量は計上しない。</p> <p>【消化管内発酵、排せつ物管理におけるGHG排出量の算定方法の規定】 飼育プロセスにおける鶏の排せつ物管理におけるGHG排出量の算出については、附属書G(規定)に従う。なお、鶏の消化管内発酵は、データが存在しない、または、IPCCなどにもデフォルト値が無いなどの理由から、算定対象外とする。</p> <p>【カットオフの特例】 投入量が微量であるワクチン類、動物用医薬品は、投入量や製造までのライフサイクルGHG排出量が非常に小さいことが試算により確認されたため、カットオフの対象とする。</p>
9	流通段階に適用する項目	
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>次のプロセスを対象とする(中間財の場合は流通段階は対象外)。 なお、卵は急な温度変化によって生じる卵殻表面の結露が品質に悪影響を及ぼすことから、流通から消費まで一貫した温度管理が望ましいとされ、多様な温度管理の取扱いが存在するが、その実施期間や比率は特定できないため、保管に係るプロセスの負荷の過小評価を防ぐために、流通段階における倉庫保管の負荷は、使用・維持管理段階の保管に係るプロセスに含まれるものとする。</p> <p>① 輸送関連プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 選別包装プロセスから小売店舗までの輸送に係るプロセス <p>② 廃棄物処理プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「廃輸送資材」の輸送および適正処理に係るプロセス
9-2	データ収集項目	<p>次の項目のデータ収集を行う。</p> <p>① 輸送関連プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送物(「包装済み卵」、または「加工用卵」)の重量 ・ 燃料の使用に伴うGHG排出量 <ul style="list-style-type: none"> ➢ (燃料法の場合)燃料使用量 ➢ (燃費法の場合)燃費および輸送距離 ➢ (トンキロ法の場合)輸送距離、輸送手段および積載率 ➢ 燃料の供給および使用に係る単位あたりのライフサイクルGHG排出量 <p>② 廃棄物処理プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「廃輸送資材」の発生量 ・ 「廃輸送資材」の輸送および適正処理に係る単位あたりのライフサイクルGHG排出量
9-3	一次データ収集項目	<p>次の項目は、一次データを収集する。</p> <p>① 輸送関連プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送物(「包装済み卵」、または「加工用卵」)の重量 ・ 燃料の使用に伴うGHG排出量 <ul style="list-style-type: none"> ➢ (燃料法の場合)燃料使用量 ➢ (燃費法の場合)燃費および輸送距離 <p>② 廃棄物処理プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「廃輸送資材」の発生量
9-4	一次データの収集方法および収集条件	(7.4)に準ずる。

9-5	シナリオ	(7-5)に準ずる。
9-6	その他	【物流ルートが多岐に渡る場合の特例】 物流ルートが多岐に渡る場合において、主要な物流ルートから収集した一次データ(複数ある場合はその合計)が輸送量全体の50%以上である場合は、当該一次データを他の物流ルートの二次データ(複数ある場合は加重平均)として使用してもよい。
10	使用・維持管理段階に適用する項目	
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	次のプロセスを対象とする(中間財の場合は使用・維持管理段階は対象外)。 ① 保管に係るプロセス ② 調理に係るプロセス
10-2	データ収集項目	次の項目のデータ収集を行う。 ① 保管に係るプロセス ・ 家庭内冷蔵庫における保管に要する電力投入量 ・ 電力の供給と使用に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 製品(パッケージ全体)の縦、横、高さ(いずれも最大値) ・ 対象製品で設定された賞味期限 ② 調理に係るプロセス ・ 調理するための電力、燃料、水の投入量 ・ 調理に要した水の排水量 ・ 電力、燃料および水の供給と使用に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 排水処理に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
10-3	一次データ収集項目	・ 製品(パッケージ全体)の縦、横、高さ(いずれも最大値) ・ 対象製品で設定された賞味期限
10-4	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。
10-5	シナリオ	【保管シナリオ】 家庭内冷蔵庫における保管に要する電力投入量は、家庭における冷蔵庫に係る容積あたりの年間電力投入量に、製品の容積と賞味期限を乗じて算出する。シナリオ設定の考え方および方法については附属書 E(規定)を参照のこと。 ・ 年間電力投入量 1.39kWh/L ・ 製品の容積 製品の縦、横、高さ(いずれも最大値)を乗算 ・ 賞味期限 製品の保管期間 14 日間 【調理シナリオ】 調理に係るプロセスの GHG 排出量は、次のシナリオを適用して算出する。シナリオ設定の考え方および方法については附属書 F(規定)を参照のこと。 入出力項目と入出力量は、次の通りである。 ・ 電力投入量 0.379 kWh/kg (卵投入量(可食部分)1 kg あたり) ・ 都市ガス投入量 2.13 MJ/kg (卵投入量(可食部分)1 kg あたり) ・ LPG 投入量 2.32 MJ/kg (卵投入量(可食部分)1 kg あたり) ・ 水投入量 0.0447 m ³ /kg (卵投入量(全体)1 kg あたり) ・ 排水量 0.0447 m ³ /kg (卵投入量(全体)1 kg あたり) なお、可食部の割合は一次データを収集することが望ましいが、(11-5)項に示すシナリオを使用して算出してもよい。
10-6	その他	特に規定しない。
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目	
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	次のプロセスを対象とする(中間財の場合は廃棄・リサイクル段階は対象外)。 ① 廃棄物等の輸送プロセス

		② 廃棄物等の適正処理プロセス
11-2	データ収集項目	<p>次の項目のデータ収集を行う。</p> <p>① 廃棄物等の輸送プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭での廃包装資材の廃棄量 ・ 家庭での食品残さとなる非可食部の廃棄量 ・ 廃包装資材および食品残さの処理施設までの輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 <p>② 廃棄物等の適正処理プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃包装資材のうち、処理施設で焼却される量 ・ 廃包装資材のうち、処理施設で埋め立てられる量 ・ 廃包装資材のうち、リサイクルされる量 ・ 食品残さのうち、処理施設で焼却される量 ・ 食品残さのうち、処理施設で埋め立てられる量 ・ 食品残さのうち、リサイクルされる量 <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理施設における焼却処理に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量(廃包装資材中の化石資源由来 CO₂ 以外) ・ 焼却による廃包装資材中の化石資源由来の GHG 排出量 ・ 処理施設における埋立処理に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ リサイクルの準備プロセスに係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
11-3	一次データ収集項目	<p>次の項目は一次データを収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭での廃包装資材の廃棄量
11-4	一次データの収集方法および収集条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭での廃包装資材の廃棄量については、商品の包装資材が全て廃棄されると考えるため、商品仕様の包装資材重量を用いる ・ 焼却による廃包装資材中の化石資源由来の GHG 排出量については、廃包装資材が含有する炭素成分の全てが燃焼により CO₂ となって排出されるとしてよい。廃包装資材の炭素成分の含有量については、商品仕様による素材の重量構成比に化学組成に基づく素材単位量中の炭素成分量を乗じて算定してよい
11-5	シナリオ	<p>【可食部および非可食部の割合に関するシナリオ】 食品残さの量としては、非可食部の量とし、次のシナリオを使用して算出してよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非可食部の割合 15% ・ 可食部の割合 85% <p>文部科学省「日本食品標準成分表 2010」に示される廃棄率を非可食部の割合とした。</p> <p>【廃棄物輸送シナリオ】 廃棄物輸送シナリオは附属書 C(規定)を参照のこと。</p> <p>【廃棄物等の適正処理シナリオ】 処理施設に送られた廃包装資材の処理方法については、「PA-BB 紙製容器包装(中間財)」、「PA-BC プラスチック製容器包装」の PCR のシナリオを適用する。 食品残さの処理方法については、次のシナリオを適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 92 % が焼却処理される ・ 3 % が直接埋立処理される ・ 5 % がリサイクル処理される
11-6	その他	特に規定しない。
12	二次データ適用項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「カーボンフットプリント制度試行事業用 CO₂ 換算量共通原単位データベース(暫定版)」(以下、共通原単位データベース)においてデータが提供されているもの ・ 共通原単位データベースに掲載されていない二次データについては、試行事業

		事務局が「参考データ」として用意したもの
13	表示方法	
13-1	表示単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定単位とする。ただし、「カーボンフットプリント制度の在り方(指針)」および「商品種別算定基準(PCR)策定基準」にある表示方法も認めるが、この場合はその適切性は検証の対象とする ・ 削減率などの比較表示については、「CFPの削減率の算定方法について」に従う
13-2	ラベルの位置、サイズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「カーボンフットプリントマーク等の仕様」に従う <p>【最終消費財の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ラベルを包装上に表示することができる。また、ラベル以外の表示としてPOP表示、パンフレット表示、インターネット表示ができる <p>【中間財の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「中間財」として表示する。また、ラベル以外の表示としてPOP表示、パンフレット表示、インターネット表示ができる
13-3	追加情報の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位重量あたり(100グラムあたり)を対象とする商品の単位としているため、最終消費財の販売単位でのカーボンフットプリント値を消費者が容易に換算できるよう、卵の販売単位あたりのGHG排出総量をカーボンフットプリント制度試行事業事務局が運営するウェブサイト(カーボンフットプリント・ウェブサイト)において開示する。なお、重量を追加表示する際には、計量法等の関係法令に注意しなければならない ・ 生産者、事業者のGHG排出量削減努力を適切に消費者に伝えるため、同一事業者による同一の商品または同一と判断される商品に関する経年の削減量の表示を追加表示することができる

附属書 A : ライフサイクルフロー図 (規定)



- ※ 本フロー図は食用鳥卵のうち「鶏卵」の一般的なライフサイクルを示したものである。
- ※ 平成22年7月の基本ルールの変改において、販売プロセスは、その適切な算定方法が整備されるまでの間、算定対象外とすることとなったため、その基本ルールの変改に伴い販売プロセスを算定対象外とする。
- ※ リサイクルをするものは、リサイクルの準備プロセスまでを計上する。

附属書 B：輸送時の燃料消費に伴う GHG 排出量の算定方法（規定）

B.1 燃料法

- ① 輸送手段ごとの「燃料使用量(L)」を収集する。
- ② 燃料使用量(L)と燃料種ごとの「供給・使用に係るライフサイクル GHG 排出量(kg CO₂e/L)」(二次データ)を乗算し、GHG 排出量(kg CO₂e)を算定する。

B.2 燃費法

- ① 輸送手段ごとの「燃費(km/L)」と「輸送距離(km)」を収集し、次の式により燃料使用量(L)を算定する。
燃料使用量(L) = 輸送距離(km) / 燃費(km/L)
- ② 「燃料使用量(L)」と燃料種ごとの「供給・使用に係るライフサイクル GHG 排出量(kg CO₂e/L)」(二次データ)を乗算し、GHG 排出量(kg CO₂e)を算定する。

B.3 トンキロ法

- ① 輸送手段ごとの積載率(%)、輸送負荷(輸送トンキロ) (tkm)を収集する。
- ② 輸送負荷(輸送トンキロ) (tkm)に、輸送手段ごとの積載率別の「輸送トンキロあたり燃料消費による GHG 排出量」(kg CO₂e/tkm) (二次データ)を乗じて、GHG 排出量(kg CO₂e)を算定する。

附属書 C：輸送シナリオ（規定）

この PCR では、原材料調達段階、生産段階、流通段階、廃棄・リサイクル段階において、一次データが得られない場合のための輸送シナリオを設定している。

ライフサイクル段階	設定シナリオ
原材料調達段階	① 国内における飼料の生産者→飼料販売者の輸送 <輸送距離> 500 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	② 海外における飼料の生産者→積出港の輸送 <輸送距離> 2,000 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	③ 積出港→荷役港(日本国内)の国際海上輸送 <輸送距離> 積出港～荷役港間の航行距離 <輸送手段> 4,000 TEU 未満コンテナ船 ※ 国際間航行距離は、事務局が提供した参考データを用いる。
	④ 荷役港(日本国内)→飼料販売者の輸送 <輸送距離> 500 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	⑤ 飼料販売者→食用鳥卵生産者の輸送 <輸送距離> 300km <輸送手段> 10トントラック <積載率> 100%
	⑥ 初生雛販売者→食用鳥卵生産者の輸送 <輸送距離> 1,000km <輸送手段> 2トントラック <積載率> 25%
	⑦ その他の投入物の製造者→食用鳥卵生産者の輸送 <輸送距離> 500 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	⑧ 原材料調達段階の各サイト→廃棄物処理施設の輸送 <輸送距離> 50 km <輸送手段> 2 トントラック <積載率> 50 %
生産段階	① 成鶏農場→GP センターの輸送 <輸送距離> 50 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	② 生産サイト→廃棄物処理施設の輸送 <輸送距離> 50 km <輸送手段> 2 トントラック <積載率> 50 %
	③ その他の投入物の製造者→食用鳥卵生産者の輸送 <輸送距離> 500 km <輸送手段> 10 トントラック

	<積載率> 62 %
流通段階	① 生産サイト→店舗の輸送 <輸送距離> 1,000 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	② 店舗→廃棄物処理施設の輸送 <輸送距離> 50 km <輸送手段> 2 トントラック <積載率> 50 %
廃棄・リサイクル段階	① ごみ集積所→廃棄物処理施設の輸送 <輸送距離> 50 km <輸送手段> 2 トントラック <積載率> 50 %

附属書D：輸送シナリオ設定の考え方（参考）

輸送シナリオ設定の考え方は次の通り。なお、いずれのシナリオにおいても、冷蔵輸送を行う場合は、試行事業事務局が「参考データ」として用意したものを使用すること。

D.1 輸送距離設定の考え方

一次データ収集のインセンティブが得られるよう、平均的な距離ではなく、ありうる長めの輸送距離を設定した。

- ① 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km

【考え方】 県央→県境の距離を想定

- ② 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km

【考え方】 県境→県境の距離を想定

- ③ 県間輸送の可能性がある輸送の場合：500 km

【考え方】 東京-大阪程度の距離を想定

- ④ 生産者→消費者輸送で、消費地が特定地域に限定されない場合：1,000 km

【考え方】 本州の長さ 1,600 km の半分強。

D.2 輸送手段設定の考え方

モーダルシフトなどによる物流 CO₂ 削減対策などのインセンティブを高めることができるよう基本的にトラック輸送を想定。物流事業者は大きな車格、その他は小さめの車格を設定した。

- ① 物流事業者による輸送：10 トントラック

- ② その他事業者による輸送：2 トントラック

附属書 E : 保管シナリオ (規定)

保管シナリオ設定の考え方は次の通り。

生食用の殻付き卵は、摂氏 10℃ 以下で保存することが望ましい旨を表示することが食品衛生法関連規定により義務付けられていることから、必ず家庭の冷蔵庫で一定期間保管されるものとする。しかし、家庭での冷蔵保管は、地域特性や消費サイクルの影響を受け、多くのパターンが存在するものと想定されるため、次の家庭における冷蔵のシナリオを適用する。

① 冷蔵保管に使用する冷蔵庫

- ・ 冷却方式 : 間冷式
- ・ 定格内容積 : 401~450 リットル
- ・ 年間消費電力量 : 432 kWh/年(平均値)

(「省エネ性能カタログ 2009 年夏」(資源エネルギー庁)に記載されている上記定格内容積の機器の平均値)

年間消費電力量を定格内容積の平均値で除算し、負荷量を定格内容積の 70 %として算出し、得られた値: 1.39 kWh/年を製品容積 1 リットルあたりの年間消費電力量とする。

② 製品の容積

製品(パッケージ全体)の縦、横、高さ(いずれも最大値)を乗算し、算定する

③ 製品の保管期間

14 日間とする

家庭で生食用として消費される鶏卵の賞味期限は、出荷後おおむね 14 日間程度で設定されている例が大半であることから、保管に係るプロセスの負荷の過小評価を防ぐために、14 日間全てを冷蔵保管期間とする。

附属書 F：調理シナリオ設定の考え方およびシナリオ設定の方法（参考）

エネルギー使用量(電力投入量、都市ガス投入量および LPG 投入量)については、一世帯当たりの電気、ガスの投入量のうち調理(厨房)向けを一世帯当たりの加熱調理する食料品の購入重量(可食部分)で除して商品1kgあたりの入出力量とする。

入出力項目	入出力量(※1)		算定根拠
電力投入量	0.379	kWh/kg	<ul style="list-style-type: none"> 一世帯当たりの年間の商品使用にかかる消費電力 (世帯当たり)年間の商品使用にかかる消費電力 = (Ⅱ)年間の厨房用消費電力 = 194 千 kcal/世帯・年 (※2) 加熱調理する食料品(可食部分) 1kgあたり 194 千 kcal/世帯・年÷589.877 kg/世帯・年(※3) = 326 kcal /kg = 0.379 kWh/kg
都市ガス投入量	2.13	MJ/kg	<ul style="list-style-type: none"> 一世帯当たりの年間の商品使用にかかる都市ガス消費量 = (世帯当たり年間)年間の厨房用都市ガス消費量 = 303 千 kcal/世帯・年 (※2) 加熱調理する食料品(可食部分) 1kgあたり 303 千 kcal/世帯・年÷595.877 kg/世帯・年(※3) = 508 kcal /kg = 2.13MJ/kg
LPG 投入量	2.32	MJ/kg	<ul style="list-style-type: none"> 一世帯当たりの年間の商品使用にかかる LPG 消費量 = (世帯当たり年間)年間の厨房用 LPG 消費量 = 331 千 kcal/世帯・年 (※2) 加熱調理する食料品(可食部分) 1kgあたり 331 千 kcal/世帯・年÷595.877 kg/世帯・年(※3) = 555kcal /kg = 2.32MJ/kg

※1 卵(可食部分)1 kg あたり。

※2 世帯あたり厨房用年間消費エネルギー：電力 194 千 kcal/世帯、都市ガス 303 千 kcal/世帯、LPG 331 千 kcal/世帯、石炭等 2 千 kcal/世帯

出典：省エネセンター「エネルギー経済統計要覧 2009」、「Ⅱ. 最終需要部門別エネルギー需要 2. 家庭部門(5)家庭部門世帯あたり用途別エネルギー源別エネルギー消費量」(2007 年分、2 人以上の世帯)

※3 食料品目中要加熱品目の可食部分購入重量: 595,877 g/世帯・年

出典: 2008 年総務省家計調査(2007 年分、2 人以上の世帯)、ただし、食料品目中要加熱品目の可食部分購入重量は、データが把握できるのが 429,011g/世帯・年であり、データの不明な品目について金額の比で補正した(要加熱食品の購入金額(全体): 390,630 円/世帯・年、うち重量判明分 281,240 円/世帯・年)

また、シナリオを設定するにあたり、加熱調理の有無等の標準は次の通りとした。

種類		加熱調理の有無
食用鳥卵	鶏卵、うずらの卵	○

○は加熱調理することを標準としたもの。

水道水の投入量については、一世帯当たりの水道水の投入量のうち調理(厨房)向けを一世帯当たりの食料品購入重量(非可食部を含む全体)で除算することで商品1kgあたりの投入及び排水量とする。

入出力項目	入出力量(※1)		算定根拠
水投入量	0.0447	m ³ /kg	<ul style="list-style-type: none"> ・一世帯当たりの平均人員 2.55 人(2005 年国勢調査)であることから、3 人世帯あたりの平均使用量を用いて算定した。(2005 年国勢調査) <li style="padding-left: 20px;">21.6 m³/世帯・月(※2)×12 ヶ月=259.2 m³/世帯・年 ・上記のうち調理向け <li style="padding-left: 20px;">259.2 m³/世帯・年×23%(※3)=59.6 m³/世帯・年 ・食品1kgあたり <li style="padding-left: 20px;">59.6 m³/世帯・年÷1,333.138kg/世帯・年(※4)=0.0447 m³/kg
排水量	0.0447	m ³ /kg	排水量=水投入量 料理中にとどまる水量は無視できるほど微量と想定

※1 卵投入量(非可食部を含む全体)1 kg あたり。

※2 東京都水道局 平成 18 年度生活用水実態調査による 3 人世帯の 1 ヶ月あたりの平均使用水量

※3 国土交通省土地・水資源局水資源部資料(東京都水道局調べ(2006 年度))

出典 : http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/c_actual/images/03-03.gif

※4 食品の全ての品目の購入重量:1,333,138g/世帯・年。ただし、食料品目の購入重量は、データが把握できるのが 807,182g であり、データの不明な品目について金額の比で補正した(食品の購入金額(全体):736,742 円/世帯・年、うち重量判明分 446,079 円/世帯・年)

出典:2008 年総務省家計調査(2007 年分、2人以上の世帯)

附属書 G : 鶏のふん尿シナリオ (規定)

この PCR を用いた算定時に、鶏のふん尿についてのシナリオを次に示す。

シナリオは、農林水産省生産局畜産部が作成する「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(畜産編)」の、平成 23 年 7 月版を参考とした。

G1 鶏の排せつ物管理による CH₄ (メタン)

鶏舎で飼育される鶏が排せつするふん尿に含まれる有機物が、ふん尿管理(ふんの堆積発酵、尿の浄化など)の工程中で、メタン発酵により CH₄ に変換され、大気中に CH₄ が排出される。

その CH₄ 排出量は、次式で算出される。

$$\begin{aligned} \text{CH}_4 \text{ 排出量 (t-CH}_4) &= \text{「年間の平均的な飼育羽数(羽)」} \\ &\quad \times \text{「ふんからの年間有機物排せつ量(t/羽/年)」} \\ &\quad \times \text{「ふん尿分離処理の割合(%)」} \\ &\quad \times \text{「処理システムごとのふん尿管理率(%)」} \\ &\quad \times \text{「単位有機物量あたりの管理に伴う排出量(t-CH}_4/\text{t)」} \end{aligned}$$

$$\text{GHG 換算 (t-CO}_2\text{e)} = \text{「CH}_4 \text{ 排出量(t-CH}_4) \times \text{「GWP」}$$

【各項目について】

年間の平均的な飼育羽数 : 一次データを取得する。

ふんからの年間有機物排せつ量 : 表 G-1 を参照する。

ふん尿分離処理の割合 : 鶏は「ふん」と「尿」を一緒に排せつするため、一律「ふん 100 %」とする。

処理システムごとのふん尿管理率 : 一次データを取得する。

単位有機物量あたりの管理に伴う排出量 : 表 G-4 を参照する。

GWP : カーボンフットプリント制度の在り方(指針)に従う。

※ なお、放牧の場合は、上記以外の次の項目についても、一律の数値を採用する。

処理システムごとのふん尿管理率 : 天日乾燥 100%

単位有機物量あたりの管理に伴う排出量 : 鶏(ふん尿分離処理・ふん・天日乾燥) 0.0020 (t-CH₄/t)

表 G-1. ふんからの年間有機物排せつ量

区分		ふんからの年間有機物排せつ量 (t/羽/年)	尿からの年間有機物排せつ量 (t/羽/年)
採卵鶏	雛	0.00323	—
	成鶏	0.00745	—

この数値は、次の式で算出したものである。

$$\text{ふんからの年間有機物排せつ量(t/羽/年)} = \text{「一羽あたりの年間排せつ物量(t/羽/年)」} \\ \times \text{「排せつ物の有機含有率(\%)」}$$

【各項について】

一羽あたりの年間排せつ物量：表 G-2 を参照。

排せつ物の有機含有率：表 G-3 より一律「15%」を使用。

表 G-2. 一羽あたりの年間排せつ物量

区分		年間ふん排せつ量 (t/羽/年)	年間尿排せつ量 (t/羽/年)
採卵鶏	雛	0.022	—
	成鶏	0.050	—

(出典)

築城幹典、原田靖生「家畜の排泄物量推定プログラム」、システム農学(JJASS)、13(1):17-23(1997)

表 G-3. 排せつ物の有機含有率

区分	有機物含有率	
	ふん	尿
採卵鶏	15%	—

(出典)

(社)畜産技術協会「畜産における温室効果ガスの発生制御 総集編」(平成 14 年 3 月)

表 G-4. 単位有機物量あたりの管理に伴う排出量

区分	排出係数(t-CH ₄ /t)
鶏(ふん尿分離処理・ふん・天日乾燥)	0.0020
鶏(ふん尿分離処理・ふん・火力乾燥)	0
鶏(ふん尿分離処理・ふん・強制発酵)	0.0014
鶏(ふん尿分離処理・ふん・堆積発酵等)	0.0014
鶏(ふん尿分離処理・ふん・焼却)	0.0040

(参考)

上表の排出係数は、2009 年提出「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」と同じ排出係数として設定。

G2 鶏の排せつ物管理による N₂O（一酸化二窒素）

鶏舎で飼育される鶏が排せつするふん尿の管理（ふんの堆積発酵、尿の浄化など）の工程中で、ふん尿中の窒素分が細菌等の作用で硝化または脱窒される過程において、N₂O が排出される。

その N₂O 排出量は、次式で算出される。

$$\begin{aligned} \text{N}_2\text{O 排出量 (t-N}_2\text{O)} &= \text{「年間の平均的な飼育羽数 (羽)」} \\ &\quad \times \text{「一羽あたりの年間窒素排出量 (t-N/羽/年)」} \\ &\quad \times \text{「ふん尿分離処理の割合 (%)」} \\ &\quad \times \text{「処理システムごとのふん尿管理率 (%)」} \\ &\quad \times \text{「単位窒素量あたりの管理に伴う排出量 (t-N}_2\text{O/t-N)」} \\ \\ \text{GHG 換算 (t-CO}_2\text{e)} &= \text{「N}_2\text{O 排出量 (t-N}_2\text{O)」} \times \text{「GWP」} \end{aligned}$$

【各項について】

年間の平均的な飼育羽数：一次データを取得する。

一羽あたりの年間窒素排出量：表 G-5 を参照する。

ふん尿分離処理の割合：鶏では分離による参考値が存在しないため、一律「ふん 100%」とする。

処理システムごとのふん尿管理率：一次データを取得する。

単位窒素量あたりの管理に伴う排出量：表 G-6 を参照する。

GWP：カーボンフットプリント制度の在り方（指針）に従う。

※ なお、放牧の場合は、上記の一律数値の他に次の項目についても、一律の数値を採用する。

処理システムごとのふん尿管理率：天日乾燥 100%

単位窒素量あたりの管理に伴う排出量：鶏（ふん尿分離処理・ふん・天日乾燥）0.031 (t-N₂O/t-N)

表 G-5. 一羽あたりの年間窒素排出量

区分		年間ふん中の窒素排出量 (t-N/羽/年)	年間尿中の窒素排出量 (t-N/羽/年)
採卵鶏	雛	0.00056	—
	成鶏	0.0012	—

（出典）

築城幹典、原田靖生「家畜の排泄物量推定プログラム」、システム農学 (JJASS)、13(1):17-23(1997)

表 G-6. 単位窒素量あたりの管理に伴う排出量

区分	排出係数 (t-N ₂ O/t-N)
鶏（ふん尿分離処理・ふん・天日乾燥）	0.031
鶏（ふん尿分離処理・ふん・火力乾燥）	0.031
鶏（ふん尿分離処理・ふん・強制発酵）	0.0039
鶏（ふん尿分離処理・ふん・堆積発酵等）	0.031
鶏（ふん尿分離処理・ふん・焼却）	0.0016

（参考）

上表の排出係数は、2009年提出「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」の排せつ物の処理区分別 N₂O 排出係数 (t-N₂O/t-N) に、44/28 を乗じて設定。